

自立支援型ケアマネジメント検討会議の実施について

平成 30 年 4 月施行の改正介護保険法では、要介護認定者等の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進が掲げられていることから、本市においても積極的に自立支援型ケアマネジメントの推進に取り組むため、地域包括支援センターの体制を強化し、医師・リハビリテーション専門職等を助言者に招いて自立支援型ケアマネジメント検討会議を実施します。

1 検討内容

高齢者本人の自己実現に資する介護予防活動や生活支援等サービスを提供し、高齢者のQOLの向上を目指すために、多職種の助言を得ながら、自立支援・介護予防の観点から個別のケアマネジメント（ケアプラン作成等）について検討を行う。

2 検討対象者

新規の要支援認定者のうち、適切な介入・支援により生活機能の維持・向上が期待できる、関節疾患、骨折、衰弱等により廃用性症候群である者、ないしはその可能性のある者

3 検討会議参加者（調整中）

- ・地域包括支援センター職員（主任介護支援専門員、保健師または看護師、社会福祉士）
- ・区保健福祉センター担当職員
- ・担当介護支援専門員
- ・医師（外部助言者）
- ・リハビリテーション専門職（外部助言者）
- ・その他

4 開始時期

平成 30 年 8 月以降（準備が整った区から順次開始）

5 会議の開催

ア 検討会議

検討会議の開催については、当面の間、区単位で月あたり 1 回（年間 12 回（平成 30 年度は 8 月から実施したとすると年間 8 回）、区内の地域包括支援センター主催で開催する（複数ある場合は持ち回り）。

なお、主催地域包括支援センター以外の地域包括支援センターは、原則、開催される検討会議にオブザーバーとして参加するものとする。

イ 小会議

オブザーバーとして参加した地域包括支援センターは、ケアマネジャーのスキルアップのために、事例検討等を含めたケアマネジメント支援を行う「小会議」を開催する。